

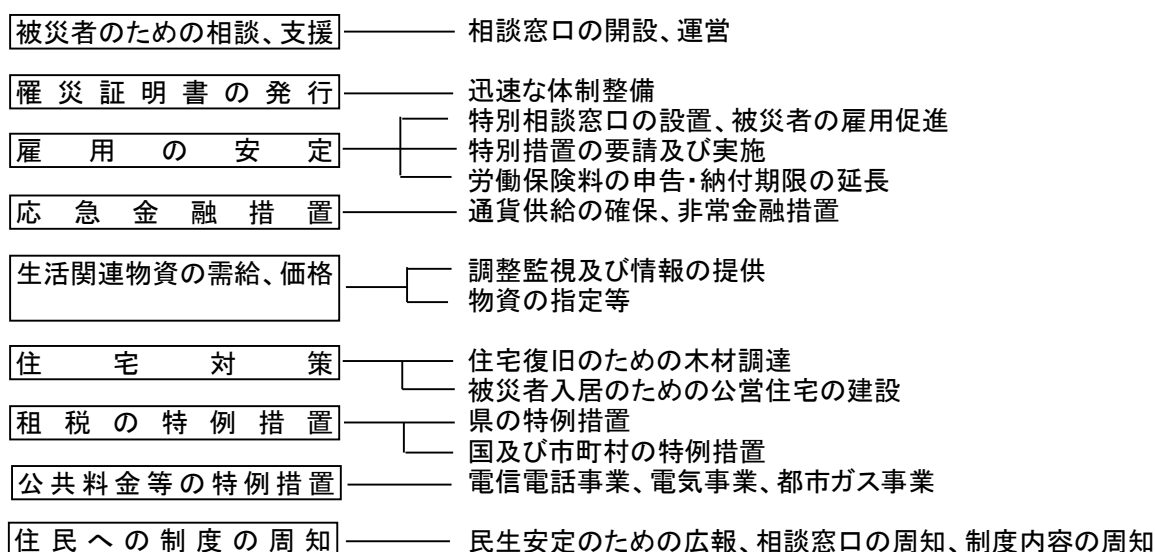
第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

国、県、市町村及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 計画の体系



3 被災者のための相談、支援

国、県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 相談窓口の開設

県及び市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び市町村役場などに行き届いた総合的な相談窓口を設置する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2) 相談窓口の運営

県及び市町村は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

県及び市町村は、被災者台帳の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア 県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生

した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 国、県及び市町村は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ 市町村は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市町村の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。

オ 国〔総務省〕は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

国、県及び市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

4 罹災証明書の発行

市町村は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

県は、市町村の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、共通の調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

5 雇用の安定

(1) 特別相談窓口等の設置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ 近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

(2) 被災者の雇用促進

被災地を管轄する公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

同時に、被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業2/3、中小企業3/4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

- (ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合
- (イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合
- (ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融対策

(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

ウ 通貨および金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する

イ 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行新潟支店は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行うよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げ

る措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(ア) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(イ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(ウ) 電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

(エ) 損傷日本銀行券および貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。

(オ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

イ 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社等に対し、次に掲げるなどの金融上の措置を可及的速やかに要請する。

(ア) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。

(イ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。

(ウ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。

(5) 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、(3) および(4)に定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

7 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

(1) 調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、県民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

8 住宅対策

(1) 住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、県及び市町村は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災市町村及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅整備計画書を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市町村を通じ、公務員宿舎の空き室について無償で貸付けを行う。

また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。

9 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県、市町村等は、それらの制度の普及促進に努める。

10 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 県の特例措置

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し地方税法又は新潟県県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ア) 災害が県の全部又は広範囲の地域にわたる場合、知事は適用地域及び延長期日（4月を限度とする。）を指定する。

(イ) その他の場合、納税者等の申請により、税目により4月又は1月を限度として延長する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免等

被災した納税者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

(ア) 個人事業税

事業用資産又は住宅若しくは家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じて減免する。

(イ) 不動産取得税

災害により家屋が滅失若しくは損壊し、その代わりに家屋を取得した場合又は家屋を取得した直後に滅失若しくは損壊し、納期限が未到来の場合、当該家屋の取得について一定割合を減免する。

(ウ) 自動車税（種別割）

納期限前に災害により自動車が一定割合以上の損害を受けた場合、年税額の2分の1の額を減免する。

(エ) 自動車税（環境性能割）

a 自動車の取得日より1か月以内に災害により当該自動車が滅失又は損壊して使用に耐えなくなった場合、既に納めた税額を還付する。

b 災害を受けた自動車（aの適用を受けたものを除く。）の代わりにものを災害を受けた日から6か月以内に取得した場合、一定額を減免する。

(オ) 軽油引取税

a 災害により特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取

ることができなくなった場合、又は災害により徴収した軽油引取税額を失った場合、当該税額が納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

ｂ 災害により納税者が納付できないと認められる場合、その被害の状況に応じて減免する。

(カ) 狩猟税

納期限前に災害により住宅又は家財について一定割合以上の損害を受けた場合、税額の一定割合を減免する。

(2) 国及び市町村の特例措置

国及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長又は国税若しくは地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

11 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便業務

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付
支店長が決定する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
日本郵便(株)信越支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ア) 日本郵便(株)信越支社長が決定する。

(イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は中央共同募金会にあてた小包又は現金書留に限る。

(ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

(2) 電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる事がある。

ア 避難指示等により実際に電話サービス等受けられない契約者の基本料金の減免
避難指示の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。

イ 被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話等移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

各電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施および内容を判断する。

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては経済産業大臣の認可が必要。

(以下は過去の例)

ア 電気料金の支払期限の延伸

イ 不使用月の電気料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る）

エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除

カ 被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸

イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除（関東経済産業局長の認可が必要）

ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

12 住民への制度の周知

県、市町村及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

- (1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等
- (2) 広報車、広報紙、チラシ等
- (3) 防災行政無線（戸別受信機を含む）、コミュニティ放送、有線放送、ケーブルテレビ等
- (4) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた県民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

| 区分 | 資金名等 | 主な対象者 | 窓口 | 担当課 |
|-------------------|---|-------------------------------|----------------------|--|
| 支給 | (1) 災害弔慰金 | 災害により死亡した者の遺族 | 市町村 | 防災企画課 |
| | (2) 災害障害見舞金 | 災害により著しい障害を受けた者 | 市町村 | 防災企画課 |
| | (3) 被災者生活再建支援金 | 自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等 | (公財)都道府県センター | 防災企画課 |
| 貸付 | (4) 災害援護資金 | 災害により被害を受けた世帯の世帯主 | 市町村 | 防災企画課 |
| | (5) 生活福祉資金 ア 福祉費（災害臨時経費） イ 福祉費（住宅改修等経費） | 低所得世帯等 | 市町村社会福祉協議会 （民生委員） | 福祉保健総務課 |
| | (6) 母子父子寡婦福祉資金 | 母子家庭、父子家庭、寡婦 | 地域振興局健康福祉（環境）部 | こども家庭課 地域振興局健康福祉（環境）部 |
| | (7) 住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅） | 住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等 | 住宅金融支援機構 受託金融機関 | 建築住宅課 |
| | (8) 新潟県被災者住宅復興資金 | 知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者 | 市町村 金融機関 | |
| | (9) 天災融資制度 | 被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者 | 農協、森林組合、 漁協、銀行 | 経営普及課 林政課 |
| | (10) 日本政策金融公庫資金 （農林水産事業） | 被害農林漁業者 | 日本政策金融公庫 受託金融機関 | 水産課 地域振興局農林（水産） 振興部・農業振興部 津川地区振興事務所 |
| (11) 中小企業融資及び信用保証 | 中小企業及びその組合 | 市町村 金融機関 県信用保証協会 | 地域産業振興課 | |

3 資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和7年12月1日現在)

| 種別 | 対象となる災害 (自然災害) | 事業主体 根拠法令等 | 支給対象者 | 支給限度額 (支給の制限) | 問い合わせ窓口 |
|---|---------------------------------------|---|--|--|---------|
| 災害弔慰金 | 1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 | 1 実施主体 市町村 (市町村条例による) | 死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹(※) | 死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円 | 市町村担当窓口 |
| | 2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害 | 2 経費負担 ①対象災害区分が1～4の場合 国1/2 県1/4 市町村1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律) | ※兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。 | 支給の制限 | |
| | 3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 | ②対象災害区分が5の場合 県1/2 市町村1/2 (新潟県災害弔慰金等に関する要綱) | 1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合 | | |
| | 4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 | | | | |
| | (以上、平成25年内閣府告示第230号による) | | | | |
| 5 新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害 | | | | | |

(2) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(令和7年12月1日現在)

| 種別 | 対象となる災害 (自然災害) | 事業主体 根拠法令等 | 支給対象者 | 支給限度額 (支給の制限) | 問い合わせ窓口 | |
|---------------------|--|-------------------------------|--------------------------------|--|---------|--|
| 災害 障害 見舞 金 | 1 一つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 | 1 実施主体 市町村 (市町村条例による) | 災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者 | 障害者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 | 市町村担当窓口 | |
| | 2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害 | 2 経費負担 国1/2 県1/4 市町村 | | それ以外の場合 125万円 | | |
| | 3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 | 1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律) | | 支給の制限 | | |
| | 4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による) | | | 1 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合 | | |

(3) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

(令和7年12月1日現在)

| 種別 | 対象となる災害 (自然災害) | 事業主体 根拠法令等 | 支援対象世帯 | 支援額 | 問い合わせ 窓口 |
|------------|--|--|--|--------|--------------|
| 被災者生活再建支援金 | 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村に係る自然災害 | 1 事業主体 都道府県(※) ※支援金の支給に関する事務は、(公財)都道府県センターへ委託している。 2 経費負担 国1/2 県1/2 【被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)】 | 1 住宅が「全壊」した世帯 | 別表のとおり | (公財)都道府県センター |
| | 2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村に係る自然災害 | | 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 | | |
| | 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県に係る自然災害 | | 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 | | |
| | 4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害 | | 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行われなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) | | |
| | 5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害 | | 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行われなければ当該住宅に居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯) | | |
| | 6 1もしくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る) | | | | |
| | ※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置) | | | | |

(別表)

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。
(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

○住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害程度 | 全壊 | 解体 | 長期避難 | 大規模半壊 | 中規模半壊 |
|---------|------|------|------|-------|-------|
| 支給額 | 100万 | 100万 | 100万 | 50万 | — |

○住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借（公営住宅以外） |
|---------|----------------|---------------|--------------|
| 支給額 | 200万 (100万) | 100万 (50万) | 50万 (25万) |

※ 支給額下段は、中規模半壊の場合の額

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(4) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。
(令和7年12月1日現在)

| 種別 | 貸付対象 | 根拠法令 | 貸付金額 | 貸付条件 | 問い合わせ窓口 |
|-----------|---|--|---|--|---------|
| 災害援護資金の貸付 | 地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円とする。 | 1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体市町村(条例) 3 経費負担国2/3 県1/3 4 対象となる災害新潟県において災害救助法による救助が行われた災害 | 貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円 | 1 据置期間 3年(特別な事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内で市町村が条例で定める率(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年5% | 市町村担当窓口 |

(5) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（令和7年12月1日現在）

| 種別 | 貸付対象 | 根拠法令 | 貸付金額 | 貸付条件 |
|---------------------------|--|---|--|---|
| ア 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費）） | <ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） <p>上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費</p> | <p>1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」</p> <p>2 実施主体等</p> <p>(1) 実施主体 県社会福祉協議会</p> <p>(2) 窓口 市町村社会福祉協議会（民生委員）</p> | <p>貸付限度</p> <p>1 世帯 150万円 以内</p> | <p>1 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内</p> <p>2 償還期間 7年以内</p> <p>3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5%</p> <p>4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。</p> <p>5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。</p> |
| イ 生活福祉資金（福祉費（住宅改修等経費）） | <ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） <p>上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な経費</p> | <p>1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」</p> <p>2 実施主体等</p> <p>(1) 実施主体 県社会福祉協議会</p> <p>(2) 窓口 市町村社会福祉協議会（民生委員）</p> | <p>貸付限度</p> <p>250万円 以内</p> | <p>1 据置期間 貸付の日から6ヵ月以内</p> <p>2 償還期間 7年以内</p> <p>3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5%</p> <p>4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。</p> <p>5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>6 申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと。</p> |

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付

(令和7年12月1日現在)

| 種別 | 貸付対象 | 根拠法令 | 貸付金額 | 貸付条件 |
|----------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------|--|
| 母子父子寡婦福祉資金 (住宅資金) | 1 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 | 1 母子父子寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条 | 貸付限度 200万円 | 1 災害救助法の適用を要しない |
| | 2 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金 | 2 法施行令通知 | | 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率(年利) 無利子又は1.0%(連帯保証人の有無による) |

*その他(特例措置)

| No. | 項目 | 根拠法令等 | 特例措置の内容 | 備考 |
|-----|--|---|---|----------------|
| 1 | 母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予 | 母子父子寡婦福祉法施行令第19条、第31条の7、第38条、附則第7条及び附則第8条 | 災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内(1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる) (2) 添付書類 市町村長の被災証明書 | 災害救助法の適用を要しない。 |
| 2 | 母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収 | 母子父子寡婦福祉法施行令第17条、第31条の7及び第38条 | 支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市町村長の被災証明書 | 災害救助法の適用を要しない。 |
| 3 | 母子父子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長 | 母子父子寡婦福祉法施行令第8条、第31条の6及び第37条 | 災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月 | 災害救助法の適用を要しない。 |
| 4 | 寡婦福祉資金の所得制限適用除外 | 母子父子寡婦福祉法第32条第3項ただし書き | 災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり | 災害救助法の適用を要しない。 |

(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

県及び市町村は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

（令和7年12月1日現在）

| 貸付対象 | 貸付限度額 | 貸付条件 |
|-------------------------------|--|--|
| 住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等 | | |
| (1) 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上 | 建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 5,500万円 土地取得しない場合 4,500万円 | 償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合） |
| (2) 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上 | 購入資金 （土地取得資金含む） 5,500万円 | 償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合） |
| (3) 補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」交付 | 補修資金（移転資金、整地資金含む） 2,500万円 | 償還期間 35年以内 据置期間 1年間 利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合） |

(8) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

[利子補給]

事業主体 市町村
利子補給期間 5年間
補助対象 被災者が借入れた貸付残高に対して、市町村が交付する利子補給金
（補給率が1%を超える場合は1%が限度）
補助率 1/2

[貸付金]

貸付対象
住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上を受けてもなおかつ資金が不足する者
貸付限度額
建設、購入 800万円（50万円以上10万円単位）
補修 400万円（50万円以上10万円単位）
貸付利率

[当初10年] 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス1%

[11年目以降] 住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(9) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

(令和7年12月1日現在)

| 資金の種類 | 貸付対象事業 | 貸付の相手方 | 貸付限度額 | 利率 | 償還期間 (措置なし) |
|-------|---|---|--|--|--------------------------|
| 経営資金 | 種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等 農林漁業経営に必要な 運転資金 | 一定以上の被害を受けた農林漁業者 | 200万円 激甚災害の場合は250万円 | 被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内 | 3～6年以内 激甚災害の場合は4～7年以内 |
| 事業資金 | 被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための事業運営資金 | 災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等 | 組合2,500万円 連合会 5,000万円 激甚災害の場合は 組合5,000万円 連合会 7,500万円 | 6.5%以内 | 3年 |

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(10) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。

（令和7年11月19日現在）

| 区分 | 資金の種類 | 融資対象となる事業 | 貸付の相手方 | 利率（年利） | 償還期間 | 償還期間のうち措置期間 |
|--------|------------|---|--|------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 農業関係資金 | 農業経営基盤強化資金 | 農地又は牧野の復旧 | 農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人 | 1.25～2.10% | 25年以内 | 10年以内 |
| | | 災害のため必要とする長期運転資金 | | | | |
| | 農業基盤整備資金 | 農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧 | 農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等 | 1.25～2.10% | 25年以内 | 10年以内 |
| | 農林漁業施設資金 | 〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧 | 土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者 | 1.25～2.10% | 20年以内 | 3年以内 |
| | | 〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植 | (1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 ((1)への転貸に限定) | 1.25～2.10% | (1) 15年以内 (2) 25年以内 | (1) 3年以内 (2) 10年以内 |
| 林業関係資金 | 林業基盤整備資金 | 樹苗養成施設の復旧 | 樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 | 1.25～2.10% | 15年以内 | 5年以内 |
| | | 林道の復旧 | 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人 | 1.25～2.10% | 20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内) | 3年以内 (林業経営改善計画にもとづくもの7年以内) |
| | 農林漁業施設資金 | 〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧 | 農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人 | 1.25～2.10% | 20年以内 | 3年以内 |
| | | 〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧 | 林業を営む者 | 1.25～2.10% | 15年以内 | 3年以内 |

| 区分 | 資金の種類 | 融資対象となる事業 | 貸付の相手方 | 利率(年利) | 償還期間 | 償還期間のうち措置期間 |
|--------|----------------|---|------------------------------------|------------|-------|-------------|
| 漁業関係 | 漁業基盤整備資金 | 漁港に係る防波堤防等の復旧 | 水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人、漁業を営む者 | 1.25～2.10% | 20年以内 | 3年以内 |
| | | 漁場及び水産種苗生産施設の復旧 | 水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者 | | | |
| 係属資金 | 農林漁業施設資金 | 〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧 | 水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人 | 1.25～2.10% | 20年以内 | 3年以内 |
| | | 〈主務大臣指定施設〉 漁船、水産施設の復旧 | 漁業を営む者 | 1.25～2.10% | | |
| 農林漁業共通 | 農林漁業セーフティネット資金 | 災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 | 一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者 | 1.25～1.95% | 15年以内 | 3年以内 |

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

(注) この他、新潟県農林水産業振興資金の融資や一般農林漁業関係資金(農業近代化資金等)について、運用の範囲内で被害農林漁業者等に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金(農業近代化資金等、農業改良資金)については、被害農林漁業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(11) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ 災害関連融資制度等

(ア) 融資制度

(令和7年12月1日現在)

| 機関名 | 区分 | 融 資 条 件 等 | 申込窓口 |
|--------------------------------------|---|---|--|
| 県 地 域 産 業 振 興 課 | セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 資 金 (経 営 支 援 枠) 自 然 災 害 要 件 | 1 資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。） 2 対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。 3 融資限度 3,000万円（別枠） 4 融資利率 融資期間3年以内 年1.30% 融資期限3年超5年以内 年1.50% 融資期限5年超7年以内 年1.70% 5 融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内） 6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 7 保 証 人 } 8 信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。 | (取扱金融機関) 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協 |
| 市 町 村 | 地 方 産 業 育 成 資 金 | 1 資金使途 運転資金・設備資金 2 対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる） 3 融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可） 4 融資利率 保証付き（責任共有対象外）1.85% 保証付き（責任共有対象） 2.05% 保証なし 2.35% 5 融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可） 6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 7 保 証 人 } 8 信用保証 市町村長の定めるところによる。 | 市町村商工担当課 |
| 日 本 政 策 金 融 公 庫 | 災 害 貸 付 「 国 民 生 活 事 業 」 | 1 資金使途 設備資金、運転資金 2 対象企業 災害により被害を受けた中小企業者 3 融資限度 それぞれの融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額 4 融資利率 それぞれの融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。） 5 融資期間 それぞれの融資制度の期間以内 6 担 保 } 公庫の定めるところによる 7 保 証 人 } | 日本政策金融公庫 (国民生活事業)新潟、三条、長岡、高田各支店 |

| 機関名 | 区分 | 融 資 条 件 等 | 申込窓口 |
|----------------------|--------|---|-----------------------------------|
| 日本政策金融公庫 「中小企業事業」 | 災害復旧貸付 | 1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2 対象企業 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3 融資限度 直接貸付 別枠1億5,000万円 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠7,500万円 4 融資利率 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。） 5 融資期間 運転10年以内 設備15年以内（うち据置期間2年以内） 6 担 保 } 公庫の定めるところによる 7 保 証 人 } | 日本政策金融公庫 (中小企業事業) 新潟支店及び代理店 |
| 商工組合中央金庫 | 災害復旧資金 | 1 資金使途 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期） 2 対象企業 異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者 3 融資限度 金庫所定の限度内 4 融資利率 金庫所定の金利 5 融資期間 運転資金10年以内（うち据置期間3年以内） 設備資金20年以内（うち据置期間3年以内） 6 担 保 } 金庫の定めるところによる 7 保 証 人 } 8 信用保証 | 商工組合中央金庫 新潟支店及び長岡支店 |

(イ) 保証制度

| 機関名 | 区分 | 融 資 条 件 等 | 申込窓口 |
|-----------|------|---|----------------------------------|
| 新潟県信用保証協会 | 災害保証 | 1 保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者、小規模企業者、組合（市町村長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80% | 新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店 |

| | | | |
|-----------|----------------------|---|--|
| 新潟県信用保証協会 | セーフティネット保証 (4号要件) | 1 保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者（市町村長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80% | |
|-----------|----------------------|---|--|

4 制度の住民への広報

県及び市町村は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施するものとする。

(1) 相談窓口の周知

県及び市町村の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、報道機関の協力により、新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知するものとする。

(2) 制度内容の周知

県及び市町村の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

ア 県災害対策本部が実施するもの

(ア) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成及び配布

(イ) 新聞紙面による周知

(ウ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

イ 市町村災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成及び配布

(県等の支援制度及び市町村個別制度の周知)

ウ 金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

(3) 地域メディアの活用

被災地域に有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局及びコミュニティーFM局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る

第3節 公共施設等災害復旧対策

1 計画の方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。また、高度の技術又は機械力を要する工事等について、必要に応じ国に権限代行制度による支援を要請する。

2 計画の体系

| | |
|-------------------|---------------------|
| 被害状況調査及び集計 | 被害状況調査、被害報告、集計 |
| 復旧の基本方向の決定 | 災害復旧の基本方向の決定 |
| 災害査定 の 促進 | 災害復旧計画書作成、災害査定 の 促進 |
| 激甚災害指定の促進 | 激甚災害指定のための調査、報告 |
| 災害復旧事業に係る助成及び財政援助 | 助成・財政援助の内容及び担当窓口 |
| 住民及び関係団体等に対する情報提供 | 情報提供の分担及び方法 |

3 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

災害により被害が発生した場合、その施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し市町村又は所管部局（又は地域機関）にその状況を速やかに報告する。

(2) 被害状況の集計

被害報告を受けた所管部局は集計結果を速やかに国（関係省庁）及び県災害対策本部（危機対策課）に集計結果を報告する。

(3) 被害状況総合集計

県災害対策本部（危機対策課）は県全体の集計を行い、国（消防庁）に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。

(4) 災害復旧事業

| 災害復旧事業名 | 対象施設等 | 関係省庁 | 県の窓口 |
|--|------------|---------------------------------------|--|
| (1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法) | 河川 | 国土交通省 | 土木部河川管理課防災係 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所) |
| | 海岸 | 国土交通省 | 土木部河川管理課防災係 交通政策局港湾整備課建設防災係 (地域振興局地域整備部、港湾事務所) |
| | | 農林水産省 | 農林水産部漁港課計画建設係 |
| | 砂防設備 | 国土交通省 | 土木部砂防課砂防係 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所、妙高砂防事務所) |
| | 林地荒廃防止施設 | 農林水産省 | 農林水産部治山課技術管理・災害班 (地域振興局農林(水産)振興部、津川地区振興事務所) |
| | 地すべり防止施設 | 国土交通省 | 土木部砂防課地すべり係 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所、妙高砂防事務所) |
| | | 農林水産省 | 農林水産部治山課技術管理・災害班 (地域振興局農林(水産)振興部、津川地区振興事務所) |
| | | 農林水産省 | 農地部農地建設課防災係 (地域振興局農林(水産)振興部・農業振興部、新発田地域振興局農村整備部) |
| | 急傾斜地崩壊防止施設 | 国土交通省 | 土木部砂防課地すべり係 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所、妙高砂防事務所) |
| | 道路 | 国土交通省 | 土木部道路管理課維持管理係 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所) |
| | 港湾 | 国土交通省 | 交通政策局港湾整備課建設防災係 (地域振興局地域整備部、港湾事務所) |
| | 漁港 | 農林水産省 | 農林水産部漁港課計画建設係 |
| | 下水道 | 国土交通省 | 土木部都市局下水道課 (流域下水道事務所) |
| 公園 | 国土交通省 | 土木部都市局都市整備課 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所) | |
| (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金) | 水道施設 | 国土交通省 | 福祉保健部生活衛生課営業・水道係 |

| 災害復旧事業名 | 対象施設等 | 関係省庁 | 県の窓口 |
|--|-----------------------|--------|---|
| (2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律) | 農地・農業用施設 | 農林水産省 | 農地部農地建設課防災係 (地域振興局農林(水産)振興部・農業振興部、新発田地域振興局農村整備部) |
| | 林業用施設 | 農林水産省 | 農林水産部林政課林道係 (地域振興局農林(水産)振興部、津川地区振興事務所) |
| | 漁業用施設 | 農林水産省 | 農林水産部水産課資源対策係 (佐渡地域：佐渡地域振興局農林水産振興部) |
| | 共同利用施設 (農業用共同利用施設) | 農林水産省 | 農林水産部農業総務課団体指導検査室指導第1係 (地域振興局農林(水産)振興部・農業振興部) |
| | (林業用共同利用施設) | | 農林水産部林政課計画調整係 (地域振興局農林(水産)振興部・津川地区振興事務所) |
| | (漁業用共同利用施設) | | 農林水産部水産課資源対策係 (佐渡地域：佐渡地域振興局農林水産振興部) |
| (3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (激甚法) (予算措置) | 公立学校施設 | 文部科学省 | 教育庁財務課財務管理係・助成係 |
| | 公立社会教育施設 | 文部科学省 | 教育庁生涯学習推進課生涯学習推進係 |
| | 私立学校施設 | 文部科学省 | 総務管理部大学・私学振興課支援班 (私学担当) |
| | 文化財 | 文部科学省 | 観光文化スポーツ部文化課文化財係 |
| (4) 厚生施設等災害復旧事業 (社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金) (医療施設等災害復旧費補助金) (児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金) | 社会福祉施設等 | 厚生労働省 | 福祉保健部福祉保健総務課保護係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部高齢福祉保健課介護サービス係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部障害福祉課自立支援係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部こども家庭課家庭福祉係 (地域振興局健康福祉(環境)部) |
| | 医療施設等 | 厚生労働省 | 福祉保健部地域医療政策課医療企画班 (地域振興局健康福祉(環境)部) |
| | 児童福祉施設等 | こども家庭庁 | 福祉保健部障害福祉課自立支援係 福祉保健部こども家庭課こども政策室・保育支援係・児童福祉係 |

| 災害復旧事業名 | 対象施設等 | 関係省庁 | 県の窓口 |
|---|---|-------------------------|--|
| (保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金) | 感染症指定医療機関 | 厚生労働省 | 福祉保健部感染症対策・薬務課感染症対策班 (地域振興局健康福祉(環境)部) |
| (廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱) | 廃棄物処理施設 | 環境省 | 環境局資源循環推進課資源循環企画係 (地域振興局健康福祉環境部) |
| (5) 都市災害復旧事業 (都市施設等)、堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針) | 街路、都市排水施設等 (都市排水施設、公園等の施設) 市街地の堆積土砂 | 国土交通省 | 土木部都市局都市整備課市街地整備係 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所) |
| (6) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法) | 災害公営住宅の建設 既設公営住宅 | 国土交通省 | 土木部都市局建築住宅課住宅整備係 (地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所) |
| (7) その他の災害復旧事業 ① 空港 (空港法) ② 工業用水道 (予算措置) ③ 中小企業 (激甚法) | 空港施設 工業用水道施設 中小企業共同施設 | 国土交通省 経済産業省 経済産業省 | 交通政策局空港課空港企画整備担当 佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎 企業局施設課土木施設・電機施設班 (新潟工業用水道事業所、上越利水事務所) 産業労働部地域産業振興課小規模企業支援班 |
| (8) 災害復旧に係る市町村に対する財政支援措置 ① 特別交付税に係る業務 ② 普通交付税に係る業務 ③ 地方債に係る業務 | | 総務省 総務省 総務省 | 総務部 市町村課財政班(財政担当) 市町村課財政班(財政担当) 市町村課財政班(理財担当) |

4 復旧の基本方向の決定

県は、被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者及び市町村の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定めるものとする。施設管理者はこの基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定するものとする。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

5 災害査定の促進

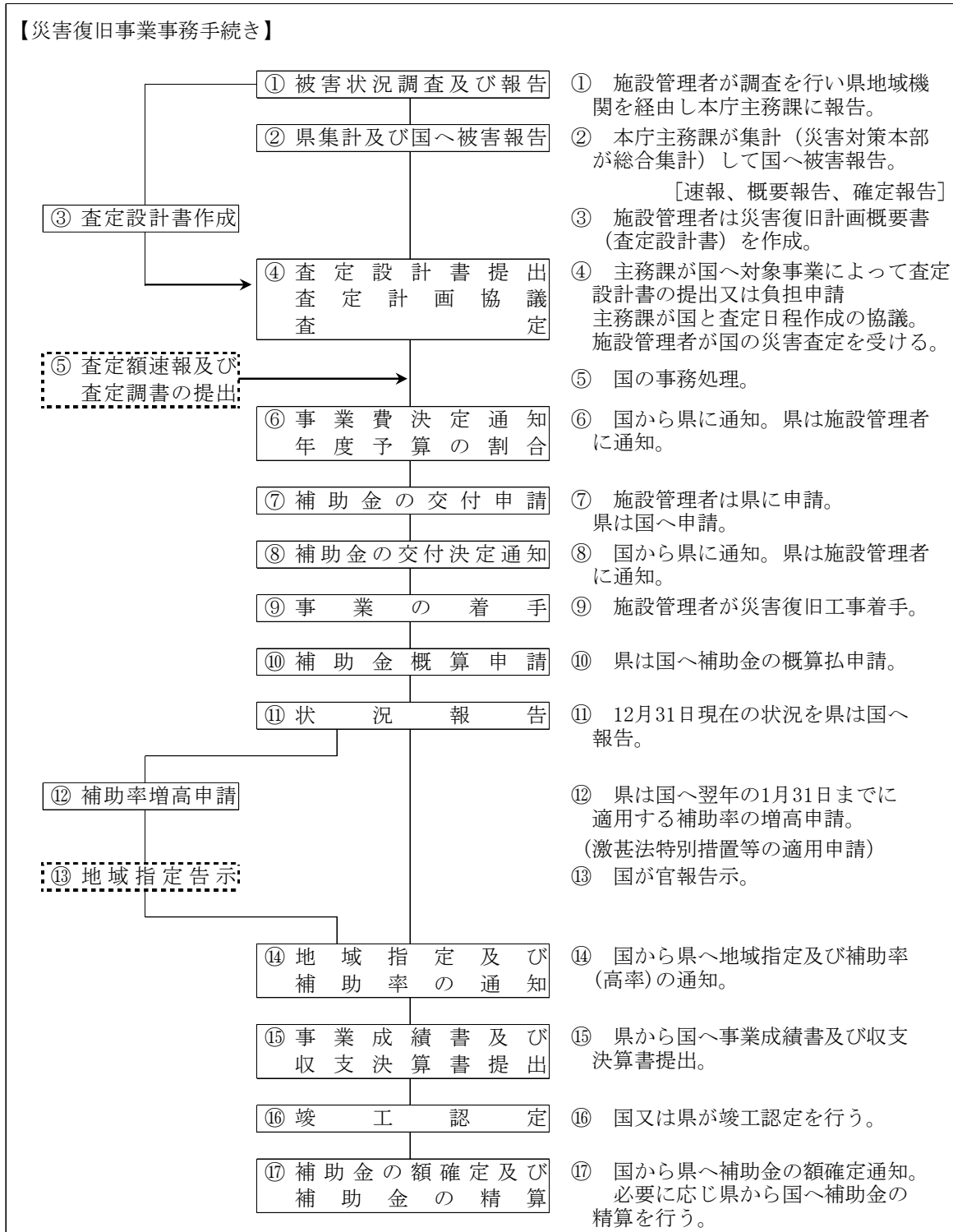
(1) 災害査定

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、国と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

(2) 事務手続

災害復旧事業の事務手続は、それぞれの法令、要綱等に基づき進めるものとし、その概要は次のとおりである。



(注：電気・ガス・上下水道・通信等の各関係施設については「第3章 災害応急対策」による)

| 適用すべき措置 | 指 定 基 準 |
|--|--|
| 法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 | 次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3% |
| 法第10条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 | 法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積（1週間以上）30ha以上の区域 排除される湛水量30万m ³ 以上 最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること |
| 法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助 | 次のいずれかに該当する災害 A基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% （樹木に係るもの） （木材生産部門） B基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% （樹木に係るもの） （木材生産部門） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額 × 60% (2) 都道府県内林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% |
| 法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 附則（平成25年6月21日法律第57号）第9条 旧設備資金貸付事業及び旧設備貸与事業の災害関係特例 | 次のいずれかに該当する災害 A基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2% B基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% 又は > 1,400億円 |
| 法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第19条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例 | 法第2章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外 |

| 適用すべき措置 | 指 定 基 準 |
|------------------------------------|---|
| 法第22条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 | 次のいずれかに該当する災害 A基準 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 4,000戸 B基準 次の1、2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 200戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 10% 2 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 400戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 20% |
| 法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 | 1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第2章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については法第5条の措置が適用される場合適用 |
| 上記以外の措置 | 災害発生のつど、被害の実情に応じて個別に考慮される。 |

(5) 局地激甚災害指定基準

| 適用すべき措置 | 指 定 基 準 |
|--|--|
| 法第2章(第3条～4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助 | 次のいずれかに該当する災害 ①イ) 査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 50% (ただし、当該査定事業費10,000千円未満は除外) ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する査定事業費が2億5千万円を超える市町村 査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 20% ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 20% + (当該市町村の標準税収入-50億円) \times 60% ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ②査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することが見込まれる災害(ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く) |
| 法第5条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置 法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 | 次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 $>$ 当該市町村の農業所得推定額 \times 10% (ただし、災害復旧事業に要する経費が10,000千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額 $>$ 農業被害額 かつ、漁船等の被害額 $>$ 当該市町村の漁業所得推定額の10% |

| 適用すべき措置 | 指 定 基 準 |
|--|---|
| | <p>(ただし、当該漁船等の被害額が10,000千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害(ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く)。</p> |
| 法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助 | <p>林業被害見込額>当該市町村の生産林業所得推定額×150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね0.05%未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、おおむね300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの)のおおむね25%を超える場合。</p> |
| 法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 附則(平成25年6月21日法律第57号)第9条 旧設備資金貸付事業及び旧設備貸与事業の災害関係特例 | <p>中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (ただし、被害額が10,000千円未満は除外) に該当する市町村が1以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。</p> |
| 法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 | 法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用 |

7 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

(1) 災害復旧事業に係る助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、県は国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

(2) 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

地方財政措置制度の概要

(2)-1 普通交付税

ア 繰上交付【交付時期の特例(交付税法第16条第2項)(普通交付税に関する省令第54条)】

| | 公共施設被害額×0.8 被災市町村の基準財政需要額 | 繰上交付 (次期交付額の合算額の割合) |
|-------------|------------------------------|------------------------|
| 市 町 村 | 10～50% | 30% |
| | 50～70% | 50% |
| | 70% 超 | 70% |
| 県 | 20～50% | 10% |

| | | |
|--|--------|-----|
| | 50～70% | 15% |
| | 70% 超 | 25% |

- 【注】(ア) 上記基準に該当しない場合でも、災害救助法適用の場合は、最低の交付率を適用
- (イ) 公共施設被害額とは、県内被災市町村のうち繰上交付を要する市町村の当該災害による公共施設被害額の合算額
- (ロ) 被災市町村の基準財政需要額とは、県内被災市町村のうち繰上交付を要する市町村の当該年度の基準財政需要額の合算額（未決定の間は前年度額に全国平均伸び率（交付団体分）を乗じた額）
- (エ) 通常の交付時期（①4月②6月③9月④11月）

災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入

- (ア) 補助災害復旧事業債----- 元利償還金の95.0%
- (イ) 単独災害復旧事業債----- " 47.5～85.5%
- (ロ) かんまん災害復旧事業債----- " 57.0%

(2)-2 特別交付税

ア 災害に係る主な配分項目【特別交付税に関する省令】

| 区 分 | 算定基礎・数値 | 算入率 |
|-------------------|---|------|
| ① 現年災 (災害復旧) | 国庫補助負担金を伴う災害復旧事業費・災害対策事業費及び国の行う災害復旧事業費の合算額 | 2.0% |
| ② 現年災 (応急対応) | 被災世帯数、全壊・半壊家屋戸数、浸水家屋戸数、農作物被害面積、死者・行方不明者数、障害者数 | 措置単価 |
| ③ 現年災 (その他) | 現年災（災害復旧）×0.5+現年災（応急対応）×0.2 | — |
| ④ 大火災 | 焼失住宅の世帯数 | 措置単価 |
| ⑤ 公共施設火災 | 市町村有の施設の火災の焼失面積（小・中・高等学校、大学、庁舎、その他） | 措置単価 |
| ⑥ 渇水対策 | 渇水対策に係る一般財源所要額 | 措置率 |
| ⑦ 災害応援 | 被災した地方団体の要請等により行った災害応援経費 | 措置率 |
| ⑧ 干害・冷害・ ひょう害等 | 農作物被害額 | 措置単価 |
| ⑨ 営農資金利子 補給 | 天災融資法に基づく、被災農林漁業者等に対する利子補給、損失補償に要する市町村負担額 | 80% |
| ⑩ 災害特例債 | 災害対策基本法第102条第1項に規定する地方債（歳入欠かん債等）の元利償還金 | 57% |
| ⑪ 連年災 | 連年災害を受けた団体 | 措置率 |
| ⑫ 公営企業災害 復旧 | 次の事業の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金の補てんのため一般会計から当該特別会計に繰り入れた額 ア 病院、上水道、下水道、簡易水道事業 イ 激甚災害被災市町村のガス、上水道（アを除く）、軌道、自動車運送事業 | 50% |

(2)-3 地方債制度

ア 激甚災害以外

| 区 分 | 対 象 事 業 | 充当率等 | 備 考 |
|------------------------------------|--|--|------------------------|
| 1) 補助災害復 旧事業債及 び直轄災害 復旧事業 | ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に基づく災害復旧事業 ② 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条に基づく災害復 | (1) 公共土木等地方負担額の 現年分 100% 過年分 90% | 普通交付税 元利償還 金の95% |

| 区分 | 対象事業 | 充当率等 | 備考 |
|----------------|--|---|----------------------------|
| | 旧事業 ③ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条に基づく災害復旧事業 ④ 公営住宅法第8条第3項に基づく災害復旧事業 ⑤ 国庫補助の対象となる都市施設に係る災害復旧事業 ⑥ その他 ※ 補助事業の災害関連事業に対する起債は、公共事業等債で措置（充当率90%） | (2) 農地・農林漁業施設 地方負担額の現年分90% 過年分80% | |
| 2) 一般単独災害復旧事業債 | 公共施設及び公用施設に係る災害復旧事業のうち補助・直轄災害復旧事業債の対象とならなかったもので、その他の災害復旧事業債の対象となったものを除いたもの並びに単独の災害関連事業で次に掲げる事業 ① 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業 ② 災害復旧について国庫補助制度はあるが、補助災害復旧事業債の対象としない施設（保育所、養護老人ホーム等社会福祉施設、公民館・図書館等社会教育施設） ③ 災害復旧について国庫補助制度がない施設の災害復旧事業（庁舎・各種試験場等の公用施設等） ④ 災害応急復旧工事 ⑤ 災害関連工事 ⑥ 維持上又は公益上、特に必要と認められる河川、港湾、漁港の埋塞に係るしゅんせつ工事 ⑦ 維持上又は公益上、特に必要と認められる天然の海岸、河岸の決壊に係る災害復旧工事 ⑧ 災害復旧事業に伴って施設の移転建て替えをやむを得ない理由により行う場合における旧施設の解体撤去工事及び移転先の用地取得事業（被災前面積が上限） ※ 対象外 ・農地（ただし、激特法第5条の措置が適用されたもののうち、1箇所の工事費が40万円以上のものは対象） ・維持工事費、著しい維持管理の不備が原因、施工粗漏、申請漏れ工事、設計不備 ・災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの ・小災害債の対象となるもの ※ 災害応急復旧工事は特別の事情がある場合に限り採択されるものであること。 | (1) 公共土木施設等 対象事業費の100% (2) 農地・農林漁業施設 対象事業費の65% | 普通交付税 元利償還金の47.5%～85.5% |

| 区分 | 対象事業 | 充当率等 | 備考 |
|-------------------------|---|----------------|--|
| 3) 公営企業等 災害復旧事 業債 | 地方債計画上の公営企業債に係る災害復旧事 業 ※ 災害復旧について補助制度があるものは、 補助査定で災害が認定されたものに限る。 | 対象事業費 の100% | 特別交付税 元利償還金 補填のため の一般会計 繰出金の 50.0% (上水道、下 水道、簡易 水道、病 院、ガス、 軌道事業、 自動車運送 事業) |
| 4) 火災復旧事 業債 | 被災原因が火災である公共施設及び公用施設 の災害復旧事業 施設の原型復旧に要する経費（応急復旧費及 び備品購入費を含む） ※ 地震や大規模事故等の災害並びに放火等災 害に準ずる原因に基づく火災については、一 般単独災害復旧事業債の対象となる。 | 対象事業費 の100% | |

イ 激甚災害【災害による特例債】

| 区分 | 対象団体 | 起債対象 | 充当率 | 留意事項・交付税措置 |
|---------------|--|--|--------------------|---|
| 1) 歳入欠か ん債 | A 又は B のいずれかの 団体 A 【災害対策基本法第 10 2 条第 1 項第 1 号】 公共土木施設、公立 学校施設及び農地農業 用施設の激甚補助災害 復旧事業費の合計額が 標準税収入額を超える 団体 B 【災害対策基本法第 10 2 条第 1 項第 2 号】 激甚災害の指定を受 け災害救助法第 23 条第 | 議会議決、条例、規 則により減免された次 のもの（災害のための 減免で生じた財政収入 の不足分） ① 地方税法第 4 条第 2 項及び第 3 項又は 第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定による普 通税 ② 使用料（公営企業 に係るものを除く） 及び手数料 ③ 分担金、負担金 | 対象減 収額の 100% | (1) 起債の 1 件限度 県・指定都市 10,000 千円 人口 30 万人以上の市 5,000 千円 人口 10 万人以上の市 3,000 千円 人口 5 万人以上の市 1,500 千円 その他の市町村 800 千円 (災害対策債と合算 で適用) |
| 2) 災害対策 債 | 1 項又は第 2 項に規定 する救助が行われた市 町村で、救助費用とし て県が支弁した額が当 該市町村の標準税収入 額の 1%相当額を超え る団体 | 国庫補助負担金の交 付を受けて行う次の対 策に要する経費(災害救 助予防対策費等に係る 地方単独額を措置。 従って単独事業、継 ぎ足し単独事業は対象 外) ①水防対策 | 地方負 担額の 100% | (2) 交付税措置 ①歳入欠かん債 普通交付税 元利償還金の 47.5 ～85.5% ②災害対策債 特別交付税 元利償還金の 57% |

| 区分 | 対象団体 | | 起債対象 | 充当率 | 留意事項・交付税措置 |
|--------|------|---|---|--|--|
| | | | ②災害救助対策 ③伝染病予防対策 ④病虫害駆除対策 ⑤農作物種子対策 ⑥たん水排除対策 ⑦災害廃棄物処理対策 ⑧その他これらに類する対策 | | |
| 3)小災害債 | ① | a 公共土木等小災害債 【激甚災害に対処するための特例法第24条第1項】 公共土木施設、公立学校施設及び農地農業用施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が当該団体の標準税収入額を超える団体で、公共土木施設小災害債と次の公立学校施設小災害債の合計額が1件限度を超える地方公共団体 b 公立学校施設小災害債 | 激甚地としての特定地方公共団体であって公共土木施設小災害債が1件限度を超える地方公共団体 激甚地として特定地方公共団体であって公立学校施設小災害債が1件限度を超える地方公共団体 | 国庫負担法の対象施設・事業で1ヶ所の工事費が300千円以上600千円未満（県・指定都市は800千円以上1200千円未満） 1学校毎の工事費が100千円を超えるもの | 対象事業費の100% (1)起債団体は激甚特別法による総務大臣告示団体 ・公共土木等 施行令 43 ② ・農地等 施行令 44 ② ・被害甚大地 施行令 45 ② (2)起債の1件限度 県・指定都市 8,000千円 人口30万人以上の市 4,000千円 人口10万人以上の市 2,500千円 人口5万人以上の市 1,500千円 その他の市町村 800千円 県8,000千円 (3)交付税措置 普通交付税 元利償還金の ・公共土木等 |

| 区分 | 対象団体 | 起債対象 | 充当率 | 留意事項・交付税措置 |
|------------------|---|---------------------------------------|--|----------------------------|
| ② 農地等 小災害債 | 【激甚災害に対処するための特別法第24条第2項】 農地、農業用施設、林道の激甚補助災害復旧事業費及び同小災害復旧事業費の合計額が8,000千円を超える市町村であって、農地・農業用施設、林道小災害債の合計額が1件限度を超える市町村 | 暫定法の対象施設・事業で1ヶ所の工事費が130千円以上400千円未満のもの | 対象事業費の ・農地 一般被災地 50% 被害激甚地 74% ・農業用施設 一般被災地 65% 被害激甚地 80% ・林道 一般被災地 65% 被害激甚地 80% | 66.5～95.0% ・農地等 100% |

8 住民及び関係団体等に対する情報提供

県及び市町村は、住民及び関係団体に対し、掲示板、広報誌、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部（統括調整部）から、個別分野の情報は関係部局からも提供する。

9 暴力団排除の推進

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 災害復興対策

1 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

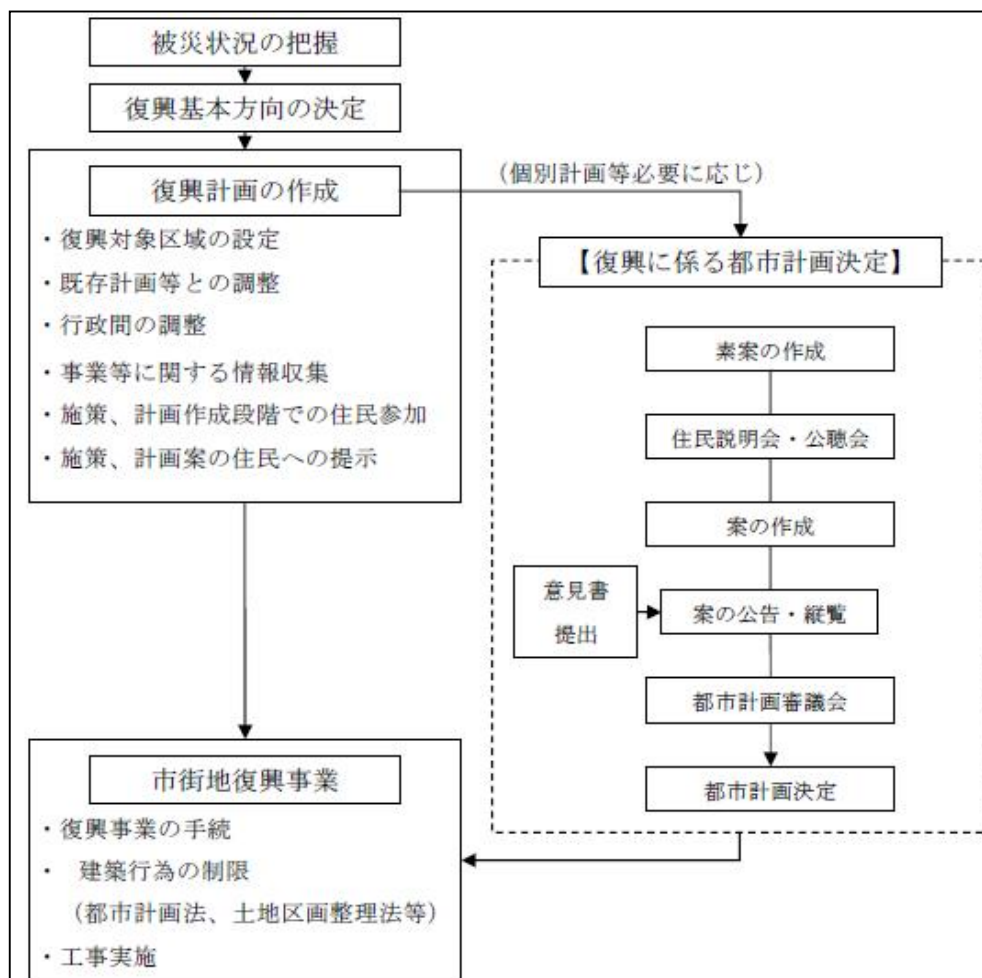
災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県及び市町村は、住民、民間事業者及び施設管理者等と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに県、市町村及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急を実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

本節では、都市部における復興対策の手順を例に取り記述する。町村部においても、本節を参考に、地域の自然・社会条件を踏まえ、住民参加による復興計画の策定及び復興事業の実施を図る。計画の策定に当たっては、広く住民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

2 都市復興対策の手順



3 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

- ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、県及び市町村は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。
- イ 復興対策の円滑な実施をきすため、県及び市町村は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。
- ウ 復興対策の遂行に当たり、県及び市町村は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

(2) 復興基本方向の決定

県及び市町村は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、県及び市町村が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3) 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、県及び市町村は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

県及び市町村は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県及び市町村間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

復興計画作成に当たり、県及び市町村は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

県及び市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4 防災まちづくり

県及び市町村は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

県及び市町村は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

県及び市町村は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

県及び市町村は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等にも配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

県及び市町村は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

県及び市町村は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

県及び市町村は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報等を、住民に対して提供する。

県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

県及び市町村は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。